

令和5年12月21日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市環境審議会

会 長 本橋 敬之助



佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について（答申）

令和5年12月8日付けで諮問のありました標記の件について、審議を行った結果、別紙「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」のとおり了承します。

別紙

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について

1. 改正理由

「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例」を、より佐倉市の実態に即したものとし、手続きの明確化と市民の快適な生活環境の確保と公共の福祉に資するため、新たに墓地等を建設する場合、墓地等の拡張等、施設の変更を行なう場合における基準等を改正する。

2. 改正方針

(1) 距離制限の拡大

現在、土葬墓地についてのみ距離制限を設けているものを、焼骨の墓地を含めた全ての墓地に距離制限（150メートル）を設けること。

(2) 事前協議の明確化

現在要綱に基づき行っている事前協議の制度を、申請手続きの更なる透明化を図るため、条例に規定し、明確化すること。